

# 玉城町建築物耐震改修促進計画

令和6年3月改定

玉 城 町

R6.3.31

<u>第1章 はじめに</u>		
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
<u>第2章 計画の基本事項</u>		
1	計画の目的等	3
	(1) 計画の目的	3
	(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	3
2	想定される地震と被害の状況	7
	(1) 玉城町において発生が予想される地震とその規模	7
	(2) 南海トラフ地震による被害の想定	9
3	耐震化の現状	9
	(1) 住宅の耐震化の状況	9
	(2) 建築物の耐震化の状況	10
<u>第3章 計画の方針</u>		
1	基本的な取組方針	11
2	計画の目標	11
	(1) 住宅の耐震化の目標	11
	(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	14
<u>第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策</u>		
1	住宅の耐震化	16
	(1) 木造住宅の耐震化の支援	16
	(2) 住宅の耐震化の促進	17
2	まちの安全	17
	(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	17
	(2) 耐震化の促進のための普及啓発	19
3	その他建築物の地震に対する安全対策	19
<u>第5章 その他計画の推進に関し必要な事項</u>		
1	NPO等の関係団体との連携	21

## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、約6,400人を超える犠牲者を出し、そのうち約8割の人が住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56年5月31日以前）の建築物に集中し、それらの建築物が集積しているような地域では、道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、平成15年7月の宮城県北部連動地震、平成16年10月の新潟中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震等大地震、そして平成23年3月の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万8千人以上、全壊12万棟以上、半壊27万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、平成26年の長野県北部神城断層地震、平成28年の熊本地震、平成30年の大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など大地震のたびに大きな被害が発生しております。さらに、南海トラフを震源域とする巨大地震等の発生の切迫性も指摘されており、その被害も甚大なものと想定されています。

玉城町も、「南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域」に指定されており、地震防災対策を推進すべき地域に位置づけられています。

国においても、「東海地震、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）」では、住宅や建築物の耐震改修が最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきとされました。また、中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）」に、住宅や建築物の耐震化が全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」と位置づけられました。

このような背景のもと、建築物に対する指導の強化や耐震改修に係る支援策の拡充を図り、住宅や建築物の計画的かつ緊急な耐震化を推進するため、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、各都道府県において、住宅や建築物の計画的な耐震改修が実施されるよう、「耐震改修促進計画」を策定することとされました。

さらに、大規模な地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年11月に「耐震改修促進法」が改正され、不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務化とその結果の公表や、耐震性の表示制度等が新たに規定されました。

玉城町においても、「玉城町地域防災計画」を策定し、住宅や建築物の耐震化を進めていますが、大規模な地震はいつ発生するかわかりません。そのため、これまで以上に住宅や建築物の耐震化を推進し、町民のみなさんの生命や財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

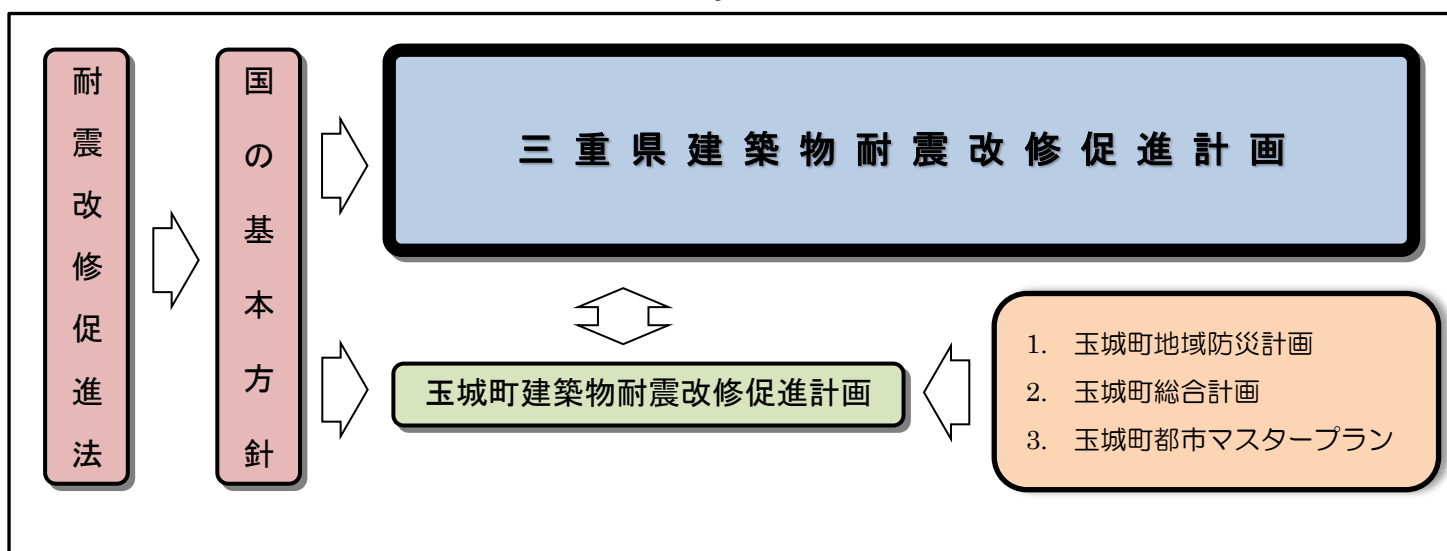
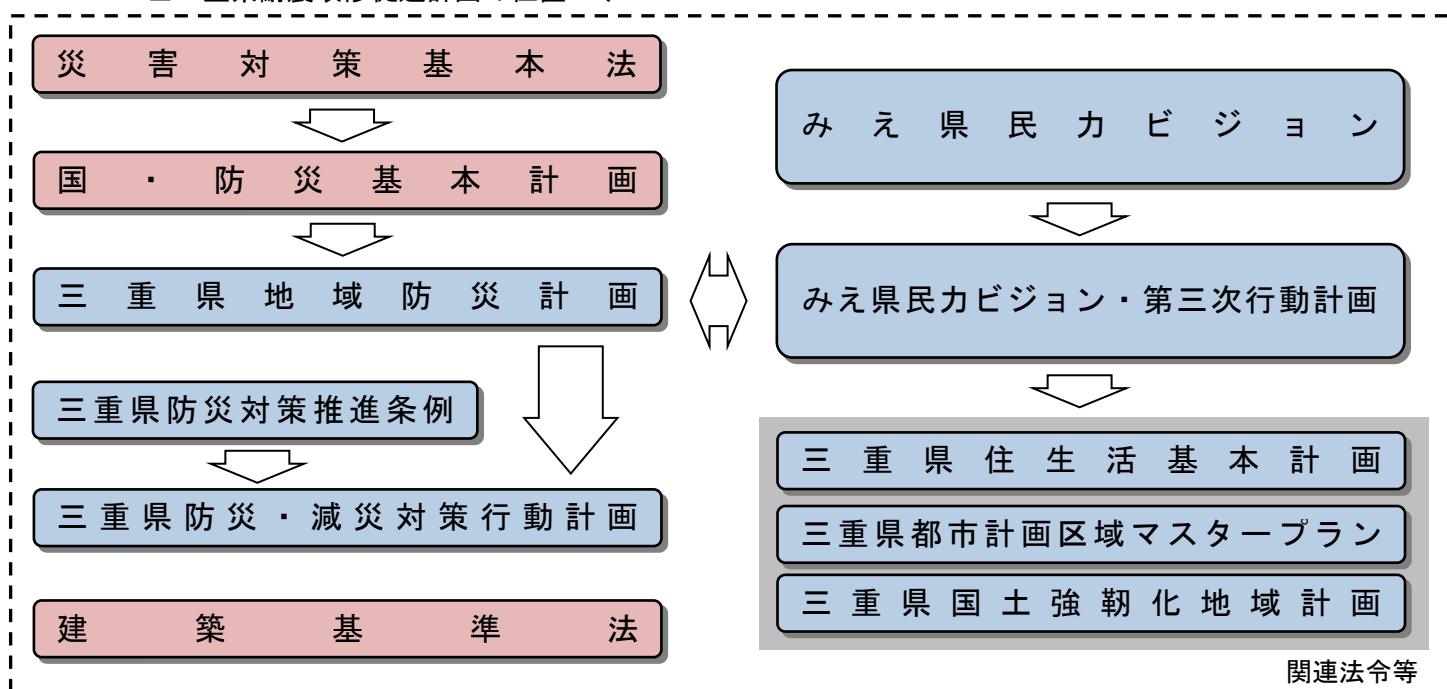
今回、令和6年1月1日に発生した能登半島地震をふまえ、3月末に旧耐震基準木造住宅に係る支援を拡充したため、一部改定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「建築基準法」、「三重県防災対策推進条例」を関連法令として、耐震改修促進法第5条に基づく建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための計画です。

また、「みえ県民ビジョン・第三次行動計画」「三重県耐震改修促進計画」、「三重県地域防災計画」、「三重県都市マスタープラン」、「三重県住生活基本計画」、「三重県国土強靱化計画」「三重県防災・減災対策行動計画」を上位計画とし、「玉城町都市マスタープラン」、「玉城町地域防災計画」、「玉城町総合計画」と整合し策定しています。

■三重県耐震改修促進計画の位置づけ



## 第2章 計画の基本事項

### 1 計画の目的等

#### (1) 計画の目的

本計画は、住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにすると共に、目標を達成するための具体的な施策を定め、それぞれの主体がそれに取り組むことにより、玉城町内における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、町民のみなさんの生命や財産を守るために策定するものです。

#### (2) 対象区域、計画期間、対象建築物

##### ① 対象区域

本計画の対象区域は、玉城町全域とします。

##### ② 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月から令和8年3月までの5年間とします。

##### ③ 対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前<sup>(※1)</sup>に建築された住宅及び特定の建築物<sup>(※2)</sup>を対象に耐震化を図ります。

※1 住宅又は建築物で、昭和56年5月31日以前に着工されたものを「旧耐震基準」とよばれており、地震に対する脆弱性が指摘されています。

※2 特定の建築物とは、特定既存地震不適合建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第3条）も含まれます。

【参考】

.....

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）

- ① 多数の者が利用する建築物（法第14条第一号）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第二号）
- ③ その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は町耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（法第14条第三号）

■要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条に示される建築物で以下に示すもの

- ① 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災上重要な建築物）（法第7条第一号）
- ② その敷地が県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）（法第7条第二号）
- ③ その敷地が町耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるもの限り、(2)②に挙げる建築物であるものを除く。）（法第7条第三号）

※ 耐震性のない建築物とは、旧耐震基準で建築された耐震不明建築物及び耐震診断の結果、耐震性がないことが明らかな建築物をいう。

■要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条に示される建築物で以下に示す建築物で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（要安全計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物（法附則第3条第一号）
- ② 地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主に利用する建築物（法附則第3条第二号）
- ③ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法附則第3条第三号）

.....

【(1)―①多数の者が利用する建築物】

(い) 用途	(ろ) 要件 (耐震診断努力義務対象)	(は) 要件 (耐震診断義務付け対象)
(1) 多数の者が利用する用途 幼稚園、保育所 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ※ 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ※以外の学校 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演劇場 集会場、公会堂 展示場 卸売市場 百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗 ホテル、旅館 賃貸住宅（共同中築に限る。）、寄宿舎、下宿 事務所 博物館、美術館、図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く） 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物 体育館（一般公共の用に供されるもの）	(ア) 特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ床面積500㎡以上 階数2以上かつ床面積1,000㎡以上（屋内運動場を含む） 階数2以上かつ床面積1,000㎡以上 階数3以上かつ床面積1,000㎡以上 階数3以上かつ床面積1,000㎡以上 階数1以上かつ床面積1,000㎡以上 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物 耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	(イ) 要緊急安全確認大規模建築物 階数2以上かつ床面積1,500㎡以上 階数2以上かつ床面積1,000㎡以上（屋内運動場を含む） 階数2以上かつ床面積1,000㎡以上 階数3以上かつ床面積5,000㎡以上 階数3以上かつ床面積5,000㎡以上 階数3以上かつ床面積5,000㎡以上 階数3以上かつ床面積5,000㎡以上 階数1以上かつ床面積5,000㎡以上 階数1以上かつ床面積5,000㎡以上（敷地境界線かた一定距離以内に存する建築物） (ウ) 記載建築物 耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物 耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公省、災害応急対策に必要な施設等の建築物
(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		
(3) 避難路沿道建築物 (通行障害建築物)		
(4) 防災拠点となる建築物		

【(1)―②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり規定されています。

■ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物一覧表

法	政令 第7条 第2項	危険物の種類		数 量
第14条 第二号	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類 消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性液体類	30トン	
第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20立方メートル		
第五号	マッチ	300マッチトン		
第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）	2万立方メートル		
第七号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第八号	液化ガス	2,000トン		
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20トン		
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	200トン		

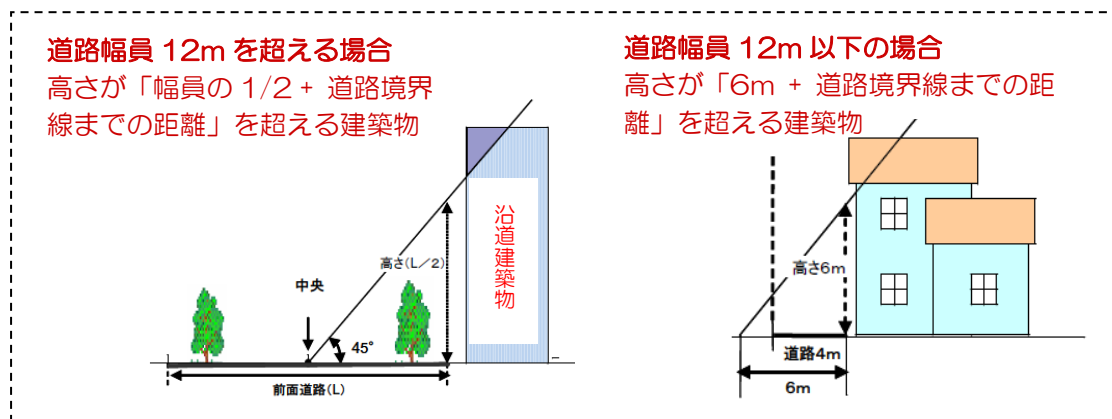


【(1)―③通行障害既存耐震不適格建築物】

通行障害既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

ア 通行障害建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあるものとして政令で定める建築物（法第5条第3項第二号）



イ 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの（法第5条第3項第二号）

ウ 対象道路

三重県地域防災計画に基づき定められた、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における、第1次緊急輸送道路（三重県建築物耐震改修促進計画 第4章）

2 想定される地震と被害の状況

(1) 玉城町において発生が予想される地震とその規模

三重県では、南海トラフを震源として約 100～150 年の間隔で繰り返し発生してきた東海地震、東南海・南海地震により、大きな被害を受けてきました。直近の東南海・南海地震の発生から、約 70 年が経過し、また、東海地震についても、最後の発生から約 160 年が経過しています。

つまり、これまでの発生間隔から推測すると、東海地震はいつ発生してもおかしくない状況であり、東南海・南海地震の今後30年間の発生確率は70%程度であると言われています。そのような中、平成26年3月に、玉城町を含む1都 2府 26県 707市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されました。

このような状況を受け、三重県では、平成 26 年 3 月に、南海トラフを震源域とする巨大地震について、複数レベルの発生パターンを想定し、また、県内に数多く分布する活断層を震源とした地震についても想定し、被害予測等を取りまとめました。これによると、想定する南海トラフ地震の規模を大きく二つに分け、過去概ね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている南海トラフ地震を「過去最大クラスの

南海トラフ地震」とし、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震を「理論上最大クラスの南海トラフ地震」として位置づけ、それぞれで被害想定を調査しています。

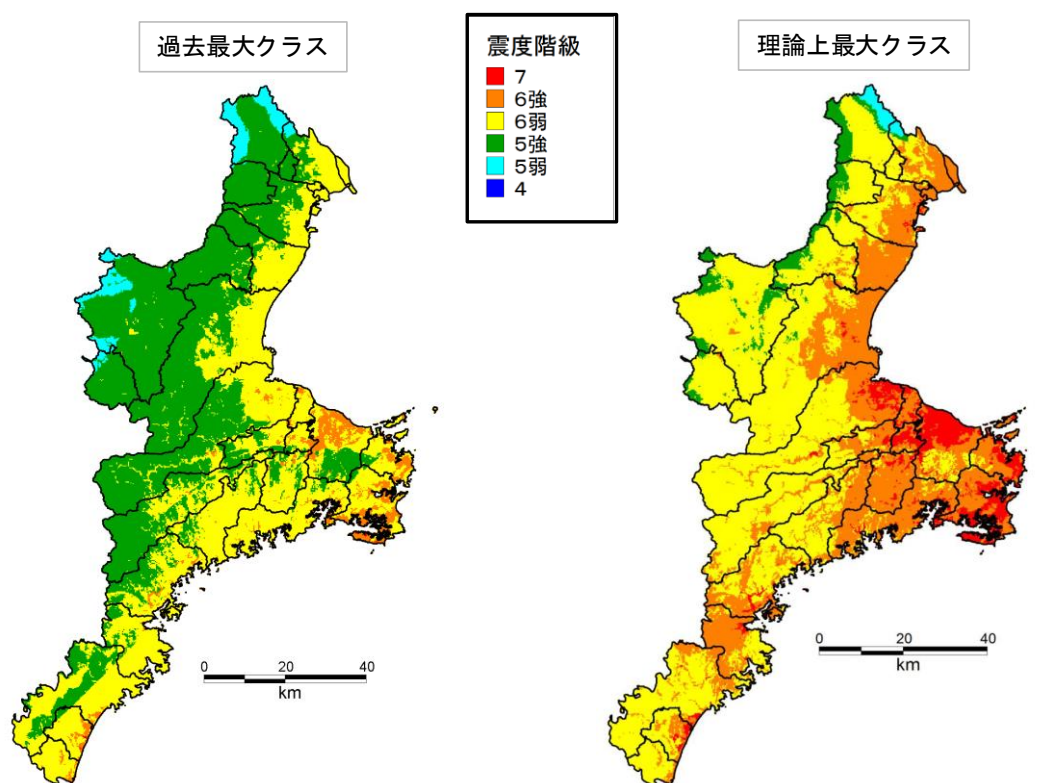
これによれば、玉城町における南海トラフ地震の最大震度は、次の表のとおりとなっており、南海トラフ地震が発生すると、大きな揺れが襲ってくると想定されています。

■ 地震被害想定及び既存被害想定における最大震度一覧表

内閣府想定 (2012)	南海トラフ (理論上最大)	南海トラフ (過去最大)	三重県想定 (2005)
最大震度7	最大震度7	最大震度6弱	最大震度6強

出典：「三重県地震被害想定結果」（平成26年3月）

過去最大クラス（左）と理論上最大クラス（右）南海トラフ地震による強震動の比較



出典：「三重県地震被害想定結果」（平成26年3月）

## (2) 南海トラフ地震による被害の想定

平成26年3月に三重県が発表した被害想定結果によれば、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、玉城町における人的被害として、早期避難率が低い場合の死者数は約20人と想定されており、全員が建物倒壊等によるものとされています。

また、建物被害は、約2,900棟で、その内約2,800棟が地震の揺れによるものと想定されています。

- 理論上最大クラスの南海トラフ地震における市町ごとの死者数の最大値（早期避難率低）  
(人)

建物倒壊等	津波	急傾斜地等	火災	合計
約 20	—	—	—	約 20

- 理論上最大クラスの南海トラフ地震における市町ごとの全壊・焼失棟数の最大値（冬・夕）  
(棟)

揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	合計
約 2,800	約 10	—		約 80	約 2,900

## 3 耐震化の現状

### (1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」という。）によると、平成30年の玉城町の住宅総数は5,330戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は4,632戸となります。これをもとに算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は86.9%となります。

一方、耐震性のない住宅は699戸（13.1%）と推計され、平成25年時点の1,163戸（22.1%）から5年間で464戸減少しています。

また、令和元年度末時点を推計すると、住宅総数5,374戸の内、耐震性のある住宅は4,726戸（87.9%）、耐震性がない住宅は648戸（12.1%）となります。

■ 玉城町における住宅耐震化の状況

(単位:戸)

玉城町における住宅戸数		H25年	H26年	R1年	R2年
住宅総数		5,260	5,299	5,374	5,442
耐震性のある住宅戸数 (①+②) (耐震化率)		4,097 (77.9%)	4,154 (78.4%)	4,726 (87.9%)	4,820 (88.6%)
昭和56年以降建築①		3,570	3,638	4,290	4,380
昭和55年以前建築の住宅総数		1,690	1,661	1,084	1,062
耐震性あり	木造住宅 (※1)	367	362	255	259
	木造以外の住宅 (※2)	160	154	181	181
	計②	527	516	436	440
耐震性なし	木造住宅 (※1)	1,113	1,096	585	560
	木造以外の住宅 (※2)	50	49	63	61
	計	1,163 (22.1%)	1,145 (21.6%)	648 (12.1%)	621 (11.4%)

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり平成30年時点で860戸となっています。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

・この表の値はすべて住宅・土地統計調査結果を基に推計して算出しています。

(2) 建築物の耐震化の状況

玉城町内の多数の者が利用する建築物は令和2年度末時点で23棟あり、その内、昭和56年以降に建築された建築物が19棟、昭和55年以前に建築された建築物は4棟となっており、昭和55年以前に建築された建築物の割合は17.4%となっています。

また、多数の者が利用する建築物の耐震化率(※)は、100%となっています。

■ 玉城町における多数の者が利用する建築物の状況

(単位:棟)

	玉城町における多数の者が利用する建築物 計		
		町有建築物	民間建築物
建築物総数	23	10	13
耐震性のある建築物数 (①+②) (耐震化率)	23 (100%)	10 (100%)	13 (100%)
新耐震基準建築①	19	8	11
旧耐震基準建築 計	4	2	2
耐震性あり②	4	2	2
耐震性なし	0	0	0

※ 耐震化率の算定は、昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物と昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震性があると確認されている建築物との合計が全体に占める割合です。

## 第3章 計画の方針

### 1 基本的な取組方針

#### ① 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進にあたっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

#### ② 町の支援

町は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供などの支援を行うものとします。

また、町は、震災対策上公共性が高いなど、公共的な観点から必要がある場合に、国・県と併せて財政的支援を行うものとします。

#### ③ 関係者との連携

県、市町、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

### 2 計画の目標

#### (1) 住宅の耐震化の目標

##### ① 現状と課題

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）において、国は住宅の耐震化率を平成 27 年までに 90%、平成 32 年（令和 2 年）までに 95%とする目標を設定していますが、平成 30 年統計調査をもとに国が算出した全国の耐震化率は 87%でした。

このように、耐震化率の進捗が芳しくないことから、国は、耐震化率 95%の目標を令和 2 年から令和 7 年に 5 年間スライドさせる見込みです。

一方、玉城町における住宅の耐震化率は、前掲のとおり平成 30 年度末推計値で 86.9%であり、この耐震化率を、国の掲げる目標である令和 7 年における耐震化率 95%とするには、耐震性のある住宅戸数が 5,492 戸（耐震性のない住宅については 289 戸）となる必要があります。これは、1 年につき 59 戸の耐震補強補助が必要となる規模ですが、近年の耐震補強補助実績が年 1 戸程度である状況からは現実的ではありません。

また、耐震化率の目標は、5年に一度の統計調査をもとに、今後5年後以降を見通し

定めるものですが、耐震化率の算定基礎には景気の変動に大きく左右される新築住宅戸数や、除却・建替等による既存住宅の滅失戸数が含まれており、結果的に耐震化率の目標値と統計調査の結果（実績値）とが乖離する等、耐震化率の算定は困難なものとなっています。また、現在行っている旧耐震基準で建築された木造住宅（以下「旧耐震基準木造住宅」という。）の耐震化を支援するという施策の効果（耐震補強補助戸数）が現れにくいものとなっています。

そこで、町民の生命や財産を守るため、倒壊する可能性がより高い旧耐震基準木造住宅の耐震化の促進に引き続き取り組むことを前提に、景気の変動に左右されず、より施策効果が反映できる指標として、空き家等居住世帯のない住宅を除く「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（平成25年度比）」を新たな指標として耐震化を促進することとします。

さらに、普及啓発に取り組む等、町民一人ひとりの防災に関する意識を高めることにより、自発的な耐震化への取組を促し、住宅の耐震化率を少しでも国が掲げる95%に近づけられるよう取り組みます。

#### ② 新たな耐震化の目標

平成30年統計調査をもとに、昭和55年以前建築の住宅戸数（空き家等居住世帯のない住宅を除く。）を推計すると、令和2年度末時点で1,062戸となり、そのうち「耐震性のない住宅戸数」は621戸で、「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合」は58.4%となります。

そこで、近年の耐震補強補助実績平均が年1戸であるところを、年2戸を目標に、令和7年度末には「耐震性のない住宅戸数」を489戸、「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（平成25年度比）」を51.4%となるように取り組みます。

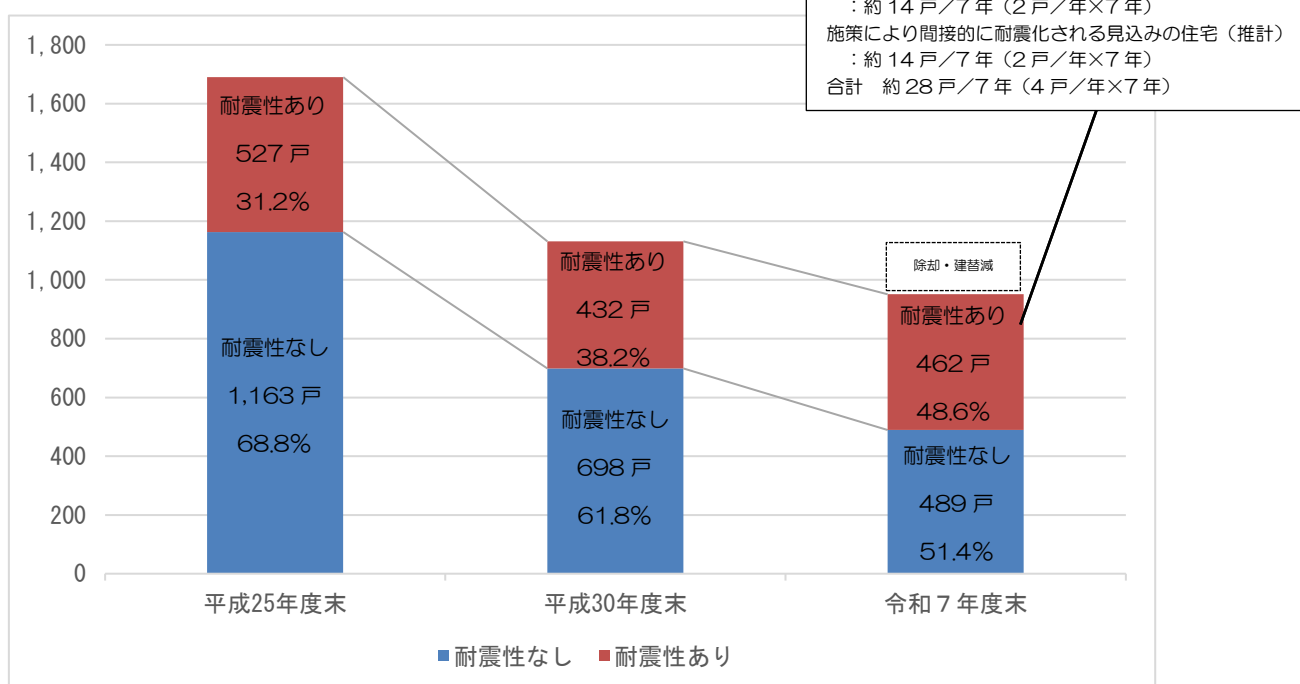
なお、この耐震補強補助戸数（2戸/年）の取組や、既存住宅の滅失、新築住宅の建設戸数等の推移を踏まえ、令和7年度末時点を推計すると、住宅総数は5,781戸、耐震性のある住宅は5,293戸、耐震化率は91.5%となります。

■ 玉城町における住宅耐震化の目標

(単位：戸)

玉城町における住宅戸数		H25 年度末	H30 年度末	R7 年度末 年 2 戸目標
住宅総数		5,260	5,330	5,781
耐震性のある住宅戸数 (①+②) (耐震化率)		4,097 (77.9%)	4,632 (86.9%)	5,293 (91.5%)
昭和 56 年以降建築①		3,570	4,200	4,830
耐震性のない住宅戸数 (③/④)		—	(61.8%)	目標(51.4%)
昭和 55 年以前建築の住宅総数④		1,690	1,130	951
耐震性 あり	木造住宅	367	251	282
	木造以外の住宅	160	181	181
	計②	527	432	463
耐震性 なし	木造住宅	1,113	609	437
	木造以外の住宅	50	89	52
	計③	1,163 (22.1%)	698 (13.1%)	489 (8.5%)

■ 玉城町における昭和 55 年以前建築の住宅の耐震化の目標



(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

① 優先的に耐震化を進める多数の者が利用する建築物の分類

多数の者が利用する建築物については、その用途が多岐にわたります。基本的には、全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていく必要がありますが、いつ発生するか分からない大規模地震に対する対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。

そこで、多数の者が利用する建築物の内、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な、避難施設、医療施設、災害応急対策の拠点施設等から優先的に耐震化を進めることとし、三重県耐震改修促進計画において、次の表に定める分類により優先順位が設定されています。

分類の方法は、町有建築物については、地域防災上の観点から各建築物を分類した結果を用い、民間建築物については、次の表に示す用途の仕分けにより分類しました。この分類に基づき、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を設定します。

■ 多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類		建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
			I 以外の建築物（付属建築物等）		I の附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
			I 以外の建築物（付属建築物等）		体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体の安全を図る建築物	賃貸住宅等	共同住宅、寄宿舍・下宿
				上記以外	ホテル・旅館、事務所、停車場等
		II	I 以外の建築物（付属建築物等）		運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。



## ② 建築物の耐震化の目標

町有建築物の耐震化の目標は、玉城町が所有する対象建築物について、旧耐震基準で建築された建築物で多数の者が利用する建築物に該当しない以下の建築物を含め、これまで耐震化を進めており、令和2年度末時点において、耐震化率 100%となっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理に努めていきます。

- 非木造で延べ床面積 200 m<sup>2</sup>を超えるもの。
- 町営住宅に関しては、延べ床面積 200 m<sup>2</sup>未満も含む。
- 小規模な建築物や自転車置き場等の施設は除く。

また、耐震性のない民間建築物の耐震化についても、啓発等の必要な取り組みを実施していきます。

## 第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

### 1 住宅の耐震化

#### (1) 木造住宅の耐震化の支援

現在、玉城町では、以下の補助制度により、旧耐震基準木造住宅の耐震化の促進に努めています。今後も、この制度を継続して活用し、耐震化を促進します。

##### ① 旧耐震基準木造住宅に係る支援

(令和6年3月時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
玉城町木造住宅耐震診断等事業	耐震診断支援事業に対して補助を行う。(申請者負担額：無料)	階数が3以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
玉城町木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：設計費用の2/3の額(上限額は18万円)	耐震診断評点1.0未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする耐震補強設計
玉城町木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：次の①と②の合計額に上限25万円を加算した額 ① 工事費用の2/5の額(50万円が上限) ② 工事費用の2/3の額(50万円が上限)	耐震診断評点0.7未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする補強工事 ・玉城町が認める防災上必要な地区
木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：リフォーム工事費用の1/3の額(20万円が上限)	耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・三重県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと

木造住宅簡易耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、少しでも住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：工事費用の2/3の額（30万円が上限）	耐震診断評点0.7未満の木造住宅	・耐震診断評点0.7以上とする補強工事 ・玉城町が認める防災上必要な地区
木造住宅耐震シェルター等設置事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅内に耐震シェルター等を設置する場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：設置費の4/5の額（40万円が上限）	耐震診断評点0.7未満の木造住宅	・原則として住宅の1階部分に設置する工事 ・国、地方公共団体、公的試験機関等により一定の評価を受けた地震シェルター及び防災ベッド
木造空き家除却補助事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された空き家を、除却する工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：工事費用の23%の額（20万7000円が上限）	・耐震診断評点0.7未満の木造住宅 ・玉城町が空き家と判断した住宅	・耐震改修促進法の規定に基づき指定した沿道 ・外壁から敷地境界線までの距離が、平屋2m、2階建て4m以内 ・三重県密集市街地として位置づけられた地域

## （2）住宅の耐震化の促進

### ① 耐震診断・耐震改修に係る情報提供

玉城町では、住宅の耐震化の促進のため、住民のみなさんに耐震診断・耐震改修等必要な情報の提供を行います。

### ② 無料耐震診断普及啓発

耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、未耐震診断住宅の所有者へ計画的に戸別訪問、及び、ダイレクトメール等を送付し、普及啓発を行っていきます。

## 2 まちの安全

### （1）まちづくりにおける建築物の耐震化対策

#### ① 三重県による地震時に通行を確保すべき道路の指定

##### ア 耐震診断義務化対象路線の指定

耐震改修促進法第6条第3項第一号の規定に基づき、建築物が地震によって倒壊した際に、その建築物の敷地に接する道路の通行を妨げ、住民のみなさんの円滑な非難

が困難になることを防止するため、耐震診断義務化対象路線を指定します。（三重県地域防災計画に基づき定められた、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路に同じ。次頁別表参照）

この指定により、同法第7条第1項第三号の規定に基づき、耐震診断義務化対象路線沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物は、耐震診断を行い、その結果を、三重県へ報告することが義務付けられますが、町内においては該当する建築物はありません。

#### イ 耐震診断指示対象路線の指定

耐震改修促進法第6条第3項第二号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する路線として、耐震診断指示対象路線を指定します。（三重県地域防災計画に基づき定められた、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第2次緊急輸送道路に同じ。）

この指定により、耐震改修促進法第14条第1項第三号の規定に基づき、耐震診断指示対象路線沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

※玉城町においては、玉城インターから県道玉城南勢線、県道田丸停車場斎明線を經由し、町道田丸土羽線と県道田丸停車場斎明線の交差点から玉城町役場までが該当します。

#### ウ その他の道路の沿道の耐震化

玉城町では、三重県の方針に基づき、前述アのとおり第1次緊急輸送道路を耐震診断義務化路線とし、前述イのとおり第2次緊急輸送道路を耐震診断指示対象路線として指定します。

耐震診断義務化路線や耐震診断指示対象路線の今後の拡大等については、前述ア、イの進捗状況等を踏まえ、三重県と調整のうえ、検討を行っていきます。

【別表】三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路一覧表（町関係分）

路線番号	路線名	区 間		連絡路線（拠点）名	
		起 点 (市町字名)	終 点 (市町字名)	起 点	終 点
<b>第 1 次 緊 急 輸 送 道 路</b>					
<b>高速自動車道（中日本高速道路(株)管理）</b>					
	伊勢自動車道	亀山市	伊勢市	東名阪自動車道	一般国道23号

※上記路線のうち、玉城町内の範囲に限ります。

#### ② 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定された道路の

沿道の建築物に対し、耐震改修促進法第10条の規定に基づき、耐震診断の実施に必要な費用を負担し、支援します。

### ③ 既成市街地の耐震化の促進

想定される地震の被害を軽減させるためにも、老朽木造住宅が集積している既成市街地を、優先的に耐震化を促進する地域として位置づける等地域の実情に合わせた耐震化を促進します。

特に、老朽木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」は、老朽木造住宅が多いことから倒壊の危険性が高いとともに、倒壊により火災が発生するなど、大規模な被害を引き起こす可能性が高い地域です。

このような密集市街地においては、避難路となるような道路の整備が不十分なところもあり、住宅の耐震化だけでは、必ずしもまちの安全性が実現されるとは限りません。三重県では、県内の密集市街地を地域特性に応じて分類し、それぞれの地域特性に応じた改善策を示していますが、老朽木造住宅の除却・建替、特に空き家の除却は、全ての分類において改善が必要な項目として示されています。

すなわち、老朽木造住宅の除却・建替は、住宅の不燃化の促進に結びつくもので、まちの安全性の確保にもつながります。また、除却・建替が困難な建築物については、耐震化とともに不燃化を図るよう普及啓発に取り組みます。

## (2) 耐震化の促進のための普及啓発

### ① ハザードマップの作成と公表

三重県では、平成25年度「三重県地震被害想定調査」において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層（養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として作成した、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

また、玉城町では、みなさんの地域の災害予測を把握していただくとともに、日頃から地震対策を講じていただくよう啓発に努めるため「玉城町総合防災マップ」を平成27年3月に作成（令和2年1月改訂）し、公表しています。

## 3 その他建築物の地震に対する安全対策

### ① ブロック塀等の安全対策の普及啓発

三重県では、三重県防災対策推進条例第17条第2項において、「コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀のうち、倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるもの（以下、「ブロック塀等」という。）の所有者又は管理者は、当該ブロック塀等について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。」と規定しています。

この規定に基づき、ブロック塀等の所有者等に対し、玉城町は三重県と協力し、ブロック塀等の耐震対策の普及啓発を行います。

### ② 屋外広告板・窓ガラス等落下防止対策の普及啓発

三重県では、三重県防災対策推進条例第 17 条第 1 項において、「建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付ける物（以下、「広告塔等」という。）の所有者、管理者又は設置者は、落下危険物（当該建築物のタイル等の外装、窓ガラスその他これらに類する物又は広告塔等のうち、落下により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるものをいう。）について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。」と規定しています。

また、同条例第 44 条において、「県は、市町又は落下危険物、ブロック塀等若しくは自動販売機（以下この条において「落下危険物等」という。）にかかわる団体と連携して、落下危険物等の実態を調査するとともに、災害に対する安全性の確保について啓発を行わなければならない。」と規定しています。

この規定に基づき、広告塔等の所有者等に対し、玉城町は三重県と協力し、広告塔等の耐震対策の普及啓発を行っていきます。

### ③ 家具等の転倒防止の普及啓発

住宅・建築物の耐震性が十分であっても、住宅における家具やオフィス・病院等における器具・機材等の転倒により、負傷したり避難や救助活動の妨げになったりすることが考えられます。そのため、だれでも直ぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止や固定の方法について、パンフレット等により住民のみなさんに普及啓発を行い、家具 3 品までの固定にかかる作業費および器具代を町が全額補助しています。

## 第5章 その他計画の推進に関し必要な事項

### 1 NPO等の関係団体との連携

#### (1) 木造住宅の耐震診断等をするNPO団体等との連携

平成14年に設立された「NPO法人 三重県木造住宅耐震促進協議会」では、市町からの木造住宅耐震診断の委託事業や耐震診断や耐震補強計画の判定業務に取り組むほか、相談窓口の設置など耐震化に向けた普及啓発等にも取り組んでいます。

また、平成17年に産（建築士等の団体、NPO）、学（三重大学等）、官（県と市町）で設置された「三重県木造住宅耐震化推進会議」は、新たな補強工法の検討や効率的な県内の広報活動等の検討を行っています。

玉城町もこれらNPO団体等と連携して、耐震補強等の促進を図っていきます。